



平成28年5月11日

各 位

会 社 名 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 松浦 勝人  
(コード番号：7860 東証第1部)  
問 い 合 わ せ 先 代表取締役CFO 竹内 成和  
TEL 03-5545-9200

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月24日開催予定の第29期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律(平成27年法律第73号)」が平成27年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止されたことに伴い、現行定款第2条(目的)の一部を変更するものです。
- (2) 現行定款第21条(取締役の解任方法)で取締役の解任要件を加重しておりますが、取締役の経営責任等について明確にするためには、会社法の定める解任要件の原則(議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。)のとおりとすべきであると判断し、当該規定を変更するものです。
- (3) 取締役の経営責任等を明確にするとともに、経営環境の変化に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第22条(取締役の任期)第1項に定める取締役の任期を2年から1年に変更するものです。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第2項を削除するものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。 (1) ~ (27) (省略) (28) <u>一般労働者派遣事業</u> (29) ~ (34) (省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。 (1) ~ (27) (現行どおり) (28) <u>労働者派遣事業</u> (29) ~ (34) (現行どおり)
(取締役の解任方法) 第21条 取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の <u>3分の2以上</u> をもって行う。	(取締役の解任方法) 第21条 取締役の解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の <u>過半数</u> をもって行う。

<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期残存期間と同一とする。</u></p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;"><b>【削除】</b></p>
---	---

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月24日(金)

定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 平成28年6月24日(金)

以 上